

新潟県柏崎市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する
規程

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

告示第 3 2 号

改正 平成 1 9 年 3 月 3 0 日

告示第 6 9 号

平成 2 2 年 3 月 2 9 日

告示第 4 9 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

告示第 1 2 5 号

令和 3 年 3 月 2 5 日

告示第 4 2 号

令和 5 年 3 月 2 3 日

告示第 3 7 号

新潟県柏崎市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する規程
を次のように定め、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、市がインターネット上に公開しているホームペ
ージへの広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広
告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有する
ものをいう。

（広告の種類及び範囲）

第 3 条 ホームページに掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、
公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えな
いものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのある
もの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのある

もの

- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これに類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか市のホームページに掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格（1 枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地 1 9 6 ピクセル
- (2) 左右 3 8 8 ピクセル
- (3) 1 0 0 キロバイト以内
- (4) G I F 形式

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、3 か月を単位とする。

- 2 広報掲載の開始日及び終了日は、別途市長が定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、年度内において、3 か月を超え1年に満たない期間の掲載を認めることができる。

(掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、1 枠 3 か月当たり 4 5 , 0 0 0 円とする。

ただし、年度当初に 1 2 か月の掲載期間の広告を申し込む場合は、1 枠当たり 1 6 5 , 0 0 0 円とする。

(広告主となり得るもの)

第8条 広告主は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が不適切と判断した場合は、この限りではない。

- (1) 市内に事業所又は店舗等を構えているもの
- (2) 市税を滞納していないもの

(広告の募集)

第 9 条 広告の募集は、市ホームページ及び広報かしわざき等の広報印刷物により行うものとする。

- 2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告の申込み)

第 10 条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎市ホームページ広告掲載申込書（別記第 1 号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 掲載する広告の案

(2) 柏崎市の納税（完納）証明書

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号の書類は、市が納税状況の確認を行うことに同意する場合は省略することができる。

(掲載決定等)

第 11 条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに申請者及び広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、柏崎市ホームページ広告掲載承認（不承認）決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者の数が、第 5 条の枠数を超えたときは、広告掲載期間の長いものを優先して決定するものとする。ただし、広告掲載期間が同一の申込みが複数あるときは、抽選により決定するものとする。

- 3 市長は、広告案を審査し、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

(審査会)

第 12 条 ホームページに掲載する申請者及び広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、その可否を審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は総合企画部長を、委員は産業振興部長、市民生活部長、教育部長をもって充てる。

- 3 委員長は、第 2 項の委員のほか、広告内容に関連する所管の部長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。

(会議)

第 1 3 条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。ただし、委員長が書面による開催を認めた時は、書面で開催することができる。

2 審査会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者から意見又は説明を聴くことができる。

(広告の作成及び提出)

第 1 4 条 広告は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにデジタルデータで提出するものとする。

(掲載料金の納入)

第 1 5 条 広告主は、第 1 1 条第 1 項の規定による掲載決定後、市が指定する期日までに掲載料金を納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(納付済の掲載料金の還付)

第 1 6 条 納付済の掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第 1 7 条 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主又は広告内容が不適当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに掲載料金を納付しなかった場合

(広告主の責任)

第 1 8 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第 1 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 (抄) (平成 1 9 年 3 月 3 0 日告示第 6 9 号)

平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

前 文（抄）（平成 22 年 3 月 29 日告示第 49 号）

平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

前 文（抄）（令和 2 年 12 月 21 日告示第 125 号）

令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

前 文（抄）（令和 3 年 3 月 25 日告示第 42 号）

令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

令和 2 年 12 月 21 日告示第 125 号

第 3 条 新潟県柏崎市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する
規程（平成 18 年 3 月告示第 32 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「㊤」を削る。

前 文（抄）（令和 5 年 3 月 23 日告示第 37 号）

令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別記

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

柏崎市長 様

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

代表者名

電話

FAX

Eメール

柏崎市ホームページ広告掲載申込書

柏崎市ホームページにバナー広告を掲載したいので、柏崎市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する規程第10条の規定により、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、柏崎市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する規程の内容を遵守します。

記

1 広告原稿

別添のとおり

2 広告の掲載希望期間（3か月単位）

年 月 日～ 年 月 日（ か月）

3 バナー広告の内容

4 リンクするホームページアドレス

http://

【同意事項】 ※下記に同意する場合は、☒を記入してください。

☐ 広告掲載申込に関して、市税の納付状況を確認すること。

別記

第2号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



柏崎市ホームページ広告掲載承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった柏崎市ホームページへの広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 承認とする。

(1) 広告掲載内容

別添のとおり

(2) 広告掲載期間（3か月単位）

年 月 日～ 年 月 日（ か月）

(3) 広告掲載料

円

(4) 広告掲載料の納付

年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

(5) 広告掲載条件

柏崎市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する規程に従うこと

2 不承認とする。

理由